



審 1106-M0111 号

2011 年 6 月 27 日

地域サッカー協会 審判委員長 各位

都道府県サッカー協会 審判委員長 各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会

委員長 松崎 康弘

#### 審判員および審判指導者資格取得に関する年齢制限の撤廃について

本年 5 月 12 日開催の当協会理事会において標記撤廃が承認され、6 月 19 日開催の当協会評議員会において撤廃に伴う基本規程の一部改正が承認されましたので、お知らせします。

4～1級のサッカーおよびフットサルの審判員資格ならびに3～1級のサッカーおよびフットサルの審判指導者資格は、年齢を理由として資格取得の可否を取得決定されるのではなく、技能レベルにおいて決定されるものです。このたびの改正により、身体能力、競技規則の理解能力等において、それぞれの活動の遂行に支障がなければ、年齢の高い低いにかかわらず、審判員あるいは審判指導者の資格取得が可能になりました。

なお、年齢制限撤廃に伴い、登録 WEB サイト” KickOff” につきましては、現在修正作業を行っているところです。対応の準備が整い次第あらためて連絡いたします。

添 付： (財) 日本サッカー協会基本規程 第 139 条、151 条～151 条の 3

写し送付先： 地域サッカー協会 理事長 各位

都道府県サッカー協会 専務理事 各位

(財) 日本サッカー協会 審判委員会委員 各位

## 日本サッカー協会 基本規程（抜粋）

### 第7章 審判 第2節 審判員等の資格

#### 第139条〔資格認定における除外事由〕

審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

### 第7章 審判 第6節 審判指導者の資格

#### 第151条〔資格の認定〕

- ① S級および1級審判インストラクターの資格は、それぞれ本協会主催のS級または1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ② 2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催の2級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ③ 3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ④ フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑤ フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑥ フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑦ 審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
- ⑧ 審判指導者等が所定の義務を著しく怠った場合には、該当するその審判指導者等の審査協会は、当該協会の審判委員会の審議を経て、本協会がその審判指導者等の降級を行うことができる。
- ⑨ 第2項、第3項、第5項および第6項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクターおよびフットサル審判インストラクターの資格認定または降級を行うことができる。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な各級審判インストラクターまたはフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。

#### 第151条の2 <略>

#### 第151条の3〔資格認定における除外事由〕

審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

以上